

区部会の委員構成について

1) 区部会委員

	東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区	出席者	
行政	各区福祉・介護保険課 各区健康課							糸島市障害福祉課（臨時）	係長等
学校	東福岡特別支援学校	・博多高等学園 ・南福岡特別支援学校	福岡中央特別支援学校	若久特別支援学校	屋形原特別支援学校	生の松原特別支援学校	今津特別支援学校	・特別支援教育コーディネーター ・進路担当者等	
相談支援等	知	東区知的障がい者相談支援センター	博多区知的障がい者相談支援センター	中央区知的障がい者相談支援センター	南区知的障がい者相談支援センター	城南区知的障がい者相談支援センター	早良区知的障がい者相談支援センター	西区知的障がい者相談支援センター	専任コーディネーター
	精	東区精神障がい者相談支援センター	博多区精神障がい者相談支援センター	中央区精神障がい者相談支援センター	南区精神障がい者相談支援センター	城南区精神障がい者相談支援センター	早良区精神障がい者相談支援センター	西区精神障がい者相談支援センター	
	身	フルドホーム（臨時）	フルドホーム（臨時）	生活支援相談室		フルドホーム（臨時）			相談担当者
	児	東部療育センター		あいあいセンター療育課				西部療育センター	
他	(相談支援機能強化専門員)							糸島市障がい者相談支援センター（臨時）	
計	7名	7名	7名	5名	6名	5名	8名	45名	

※網掛け太字は、事務局を担う委託相談支援事業所。

※（臨時）とは臨時委員を指す（臨時委員については、別途部会運営要領に規定）。

※相談支援機能強化専門員は正規の区部会委員ではないが、すべての区部会に参加する。

※各委員は、他の区部会にも参考人として出席できる（当該区部会事務局の了承が必要）。

2) 参考人（オブザーバー）について（必要に応じて随時参加）

機関	内容	手続き
行政	事例の内容に応じて各所管課が参加（協議会事務局が所管課と事前に協議）。	直接依頼若しくは協議会事務局から依頼
学校	特別支援学級等が参加。	
広域相談	障がい者更生相談所、精神保健福祉センター、ゆうゆうセンター、福岡市障がい者就労支援センター等が参加。	団体等へ依頼
サービス事業所等	支援の現状等について意見を求める場合に、参加をお願いする	

※区部会の参考人については、別途部会運営要領に規定。